

**改正**

昭和38年 8 月 15 日 条例第17号

昭和39年 3 月 21 日 条例第14号

昭和39年 3 月 31 日 条例第29号

昭和40年 4 月 1 日 条例第12号

昭和41年12月26日 条例第36号

昭和42年 6 月 1 日 条例第13号

昭和43年 3 月 30 日 条例第 5 号

昭和43年 8 月 31 日 条例第21号

昭和43年12月23日 条例第33号

昭和46年 3 月 31 日 条例第 8 号

昭和46年10月25日 条例第29号

昭和47年 2 月 14 日 条例第 3 号

昭和47年10月 2 日 条例第28号

昭和48年 8 月 31 日 条例第42号

昭和49年12月19日 条例第44号

昭和50年 6 月 30 日 条例第16号

昭和52年12月20日 条例第32号

昭和53年12月21日 条例第33号

昭和54年 3 月 15 日 条例第 3 号

昭和55年 4 月 1 日 条例第20号

昭和55年12月27日 条例第40号

昭和56年 4 月 1 日 条例第15号

昭和57年 3 月 17 日 条例第 3 号

昭和58年 3 月 14 日 条例第11号

昭和59年 3 月 23 日 条例第 3 号

昭和60年 3 月 18 日 条例第 3 号

昭和61年 3 月 27 日 条例第 5 号

昭和62年3月20日条例第13号  
平成元年3月22日条例第5号  
平成4年12月24日条例第36号  
平成16年3月31日条例第23号  
平成23年12月27日条例第48号  
平成24年3月23日条例第4号  
平成25年3月29日条例第44号  
平成26年3月31日条例第22号  
平成27年12月28日条例第47号  
平成29年12月28日条例第39号  
平成30年3月30日条例第23号  
平成30年10月1日条例第34号

## 吹田市公民館条例

(設置)

**第1条** 社会教育法（昭和24年法律第207号）第20条の目的を達成するため、公民館を設置する。

(名称及び位置)

**第2条** 公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 吹田市吹一地区公民館 吹田市内本町3丁目19番21号
- (2) 吹田市山二地区公民館 吹田市千里丘下23番19号
- (3) 吹田市吹三地区公民館 吹田市高城町19番7号
- (4) 吹田市岸一地区公民館 吹田市岸部中3丁目20番1号
- (5) 吹田市千一地区公民館 吹田市原町2丁目12番2号
- (6) 吹田市山一地区公民館 吹田市山田東2丁目33番1号
- (7) 吹田市山手地区公民館 吹田市山手町1丁目933番5
- (8) 吹田市吹田南地区公民館 吹田市南吹田4丁目18番15号
- (9) 吹田市吹二地区公民館 吹田市泉町3丁目15番29号
- (10) 吹田市豊一地区公民館 吹田市垂水町3丁目15番35号
- (11) 吹田市千二地区公民館 吹田市千里山東2丁目19番23号
- (12) 吹田市吹田東地区公民館 吹田市吹東町3番6号
- (13) 吹田市山三地区公民館 吹田市山田西1丁目26番2号

- (14) 吹田市南千里地区公民館 吹田市津雲台1丁目2番1号
- (15) 吹田市千三地区公民館 吹田市千里山西1丁目12番1号
- (16) 吹田市岸二地区公民館 吹田市岸部北4丁目15番20号
- (17) 吹田市南山田地区公民館 吹田市山田市場18番6号
- (18) 吹田市北千里地区公民館 吹田市古江台4丁目2番D7
- (19) 吹田市豊二地区公民館 吹田市豊津町47番1号
- (20) 吹田市吹六地区公民館 吹田市南清和園町40番1号
- (21) 吹田市西山田地区公民館 吹田市山田西2丁目5番1号
- (22) 吹田市東山田地区公民館 吹田市新芦屋上32番1号
- (23) 吹田市片山地区公民館 吹田市朝日が丘町15番1号
- (24) 吹田市江坂大池地区公民館 吹田市江坂町3丁目63番6号
- (25) 吹田市東佐井寺地区公民館 吹田市五月が丘西5番1号
- (26) 吹田市北山田地区公民館 吹田市山田東4丁目43番20号
- (27) 吹田市佐井寺地区公民館 吹田市佐井寺南が丘1番1号
- (28) 吹田市千里新田地区公民館 吹田市千里山西6丁目30番41号
- (29) 吹田市山五地区公民館 吹田市山田南45番13号

2 吹田市吹一地区公民館に分館を設置し、その名称は、吹田市吹一地区公民館さんくす分館とし、その位置は、吹田市朝日町3番505号とする。

(管理)

**第3条** 公民館は、吹田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。

(使用の許可)

**第4条** 公民館の施設を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

(許可の制限)

**第5条** 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないことができる。

- (1) 営利を目的とする事業を実施すると認められるとき。
- (2) 管理上やむを得ない事情があるとき。
- (3) その他教育委員会が不相当と認めるとき。

(許可の取消し等)

**第6条** 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、若しくは

その使用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命ずることができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく教育委員会規則又はこれらに基づく教育委員会の指示に違反したとき。
- (2) 前条各号のいずれかに該当したとき。
- (3) 災害その他緊急やむを得ない事由により、教育委員会が特に必要があると認めるとき。

(使用料)

**第7条** 公民館の施設の使用料は、無料とする。

2 前項の規定にかかわらず、使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、その使用目的が第1条に規定する設置目的に適合しないときは、使用の許可を受けたときに別表に定める使用料を納付しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、後納することができる。

3 使用料は、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、減額し、又は免除することができる。

4 既納の使用料は、還付しない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(特別の設備の設置等)

**第8条** 使用者は、特別の設備を設置し、又は備付けの器具以外の器具を使用しようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

(免責)

**第9条** この条例に基づく処分によつて使用者に生じた損害については、教育委員会は一切その責めに任じない。

(公民館運営審議会)

**第10条** 本市に、教育委員会の附属機関として、吹田市公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、公民館における事業の企画及び実施に関する事項を調査審議し、答申するものとする。

3 審議会は、委員16人以内で組織する。

4 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから教育委員会が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

6 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(委任)

**第11条** この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和38年8月15日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、改正後の第2条第3号の規定は、昭和38年9月1日から施行する。

**附 則** (昭和39年3月21日条例第14号)

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

**附 則** (昭和39年3月31日条例第29号)

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。ただし、第2条第4号の規定は、昭和39年5月1日から施行する。

**附 則** (昭和40年4月1日条例第12号)

この条例は、昭和40年5月1日から施行する。

**附 則** (昭和41年12月26日条例第36号)

この条例は、昭和42年2月26日から施行する。

**附 則** (昭和42年6月1日条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和43年3月30日条例第5号)

この条例は、昭和43年4月1日から施行する。

**附 則** (昭和43年8月31日条例第21号)

この条例は、昭和43年9月1日から施行する。

**附 則** (昭和43年12月23日条例第33号)

この条例は、昭和44年2月1日から施行する。

**附 則** (昭和46年3月31日条例第8号)

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

**附 則** (昭和46年10月25日条例第29号)

この条例は、昭和46年11月1日から施行する。

**附 則**（昭和47年2月14日条例第3号）

この条例は、昭和47年2月15日から施行する。

**附 則**（昭和47年10月2日条例第28号）

この条例は、昭和47年11月1日から施行する。

**附 則**（昭和48年8月31日条例第42号）

この条例は、昭和48年9月1日から施行する。

**附 則**（昭和49年12月19日条例第44号）

この条例は、昭和49年12月25日から施行する。

**附 則**（昭和50年6月30日条例第16号）

この条例は、昭和50年7月1日から施行する。

**附 則**（昭和52年12月20日条例第32号）

この条例は、昭和53年2月1日から施行する。

**附 則**（昭和53年12月21日条例第33号）

この条例は、昭和54年2月1日から施行する。

**附 則**（昭和54年3月15日条例第3号）

この条例は、昭和54年5月1日から施行する。

**附 則**（昭和55年4月1日条例第20号）

この条例は、昭和55年5月1日から施行する。

**附 則**（昭和55年12月27日条例第40号）

この条例は、昭和56年3月1日から施行する。

**附 則**（昭和56年4月1日条例第15号）

この条例は、昭和56年5月1日から施行する。

**附 則**（昭和57年3月17日条例第3号）

この条例は、昭和57年5月1日から施行する。

**附 則**（昭和58年3月14日条例第11号）

この条例は、昭和58年5月1日から施行する。

**附 則**（昭和59年3月23日条例第3号）

この条例は、昭和59年5月1日から施行する。

**附 則**（昭和60年3月18日条例第3号）

この条例は、昭和60年5月1日から施行する。

**附 則**（昭和61年3月27日条例第5号）

この条例は、昭和61年5月1日から施行する。

**附 則**（昭和62年3月20日条例第13号）

この条例は、昭和62年5月1日から施行する。

**附 則**（平成元年3月22日条例第5号）

この条例は、平成元年5月1日から施行する。

**附 則**（平成4年12月24日条例第36号）

この条例は、平成5年3月10日から施行する。

**附 則**（平成16年3月31日条例第23号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第5条及び第7条の改正規定は、同年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成16年5月31日において、この条例による改正前の吹田市公民館条例（以下「旧条例」という。）第6条の規定により公民館運営審議会の委員に委嘱されていた者の任期は、旧条例第7条第1項本文の規定にかかわらず、その日に満了するものとする。

**附 則**（平成23年12月27日条例第48号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項第15号の改正規定は、同年9月3日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、この条例による改正前の吹田市公民館条例（以下「旧条例」という。）第6条の規定により吹田市公民館運営審議会の委員に委嘱されていた者は、施行日において、この条例による改正後の吹田市公民館条例（以下「新条例」という。）第10条第4項の規定により吹田市公民館運営審議会の委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委員の任期は、同条第5項本文の規定にかかわらず、旧条例第6条の規定により委嘱されていた任期の末日までとする。

- 3 新条例別表の規定は、施行日以後の申請に係る使用料について適用し、同日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

**附 則**（平成24年 3 月23日条例第 4 号）

この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成25年 3 月29日条例第44号）

この条例は、平成25年10月 2 日から施行する。ただし、第 2 条第 1 項第14号の改正規定は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成26年 3 月31日条例第22号）

この条例は、平成26年11月16日から施行する。ただし、第 2 条第 1 項第 9 号の改正規定は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成27年12月28日条例第47号）

（施行期日）

1 この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 1 項第 5 号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の吹田市公民館条例別表の規定は、平成28年 4 月 1 日以後の申請に係る使用料について適用し、同日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

**附 則**（平成29年12月28日条例第39号）

**改正**

平成30年 3 月30日条例第23号

この条例は、平成30年 6 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成30年 3 月30日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成30年10月 1 日条例第34号）

この条例は、平成30年12月15日から施行する。ただし、第 2 条第 1 項第 8 号の改正規定は、公布の日から施行する。

**別表**（第 7 条関係）

公民館使用料

施設の名称	金額	
	午前10時から正午まで	午後 0 時30分から午後 5 時まで



教室	300円	600円	600円
調理室	200円	450円	450円
和室	100円	200円	200円